

Subject: 【事務連絡】休職手続きにおける診断書について
From: 高知県教育委員会小中学校課 <310301@ken.pref.kochi.lg.jp>
Date: 2018/07/20 18:09
To: undisclosed-recipients: ;

各市町村（学校組合）教育長 様

いつもお世話になっております。

標記の件について、職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第2条第1項に規定する、任命権者が指定する医師2人については、これまでは、昭和43年5月16日付け（43教高第151号）の通知文書に基づき、いわゆる病気休暇から病気休職に移る際には、次の医師2人の診断書の提出が必要でありました。

- ① 主治医
- ② その他に保健所、国立病院、県立病院または公立学校共済組合四国中央病院
いずれかの医師

しかしこの度、教職員の方々の利便性等を考慮し、高等学校課とも協議の上、今後は次の病院も、上記②の病院等に準ずるものとししました。

- 高知赤十字病院

つきましては、各市町村（学校組合）教育委員会において、各学校に対し、周知の程よろしく願いいたします。

問い合わせ先
高知県教育委員会事務局小中学校課
人事担当チーフ 西岡 秀和
Tel.088-821-4639